

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【公開番号】特開2017-91600(P2017-91600A)

【公開日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【年通号数】公開・登録公報2017-019

【出願番号】特願2015-215390(P2015-215390)

【国際特許分類】

H 01 R 13/629 (2006.01)

H 01 R 12/72 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/629

H 01 R 12/72

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月10日(2018.10.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

配線基板上に実装されて使用されるものであって、

板状信号伝送媒体が前方から後方に向かって挿入され且つ後方から前方に向かって抜去される媒体収容部を備えた絶縁ハウジングと、

前記絶縁ハウジングに多極をなす状態に配列された複数体のコンタクト部材と、

前記絶縁ハウジングにおける前記後方側の部分に回動可能に配置され、待機位置から作用位置まで回動操作された状態で、前記多極をなす状態に配列された複数体のコンタクト部材を前記板状信号伝送媒体に接触させた状態に挟持する構成になされたアクチュエータと、

を有する電気コネクタにおいて、

前記アクチュエータには、当該アクチュエータの回動軌跡をなす円周方向に対して接線となる方向に突出する規制突部が設けられ、

前記規制突部は、前記アクチュエータが前記作用位置にある状態において、前記多極をなす状態の配列の方向に隣り合う一対のコンタクト部材同士の間部分で前記配線基板に向かって突出し、かつ前記絶縁ハウジングの前記後方側の端縁に対して、さらに後方側から対向する配置関係になされていることを特徴とする電気コネクタ。

【請求項2】

前記コンタクト部材が、前記配線基板に電気的に接続される基板接続部を有するものであって、

前記アクチュエータが作用位置にある状態において、前記多極をなす状態の配列の方向に隣り合う一対のコンタクト部材の基板接続部同士の間部分に前記規制突部が配置される構成になされていることを特徴とする請求項1記載の電気コネクタ。

【請求項3】

前記コンタクト部材が、当該コンタクト部材における前記後方側の端部に前記基板接続部が設けられた第1のコンタクト部材と、当該コンタクト部材における前記前方側の端部に前記基板接続部が設けられた第2コンタクト部材とから構成され、

それらの第1のコンタクト部材と第2のコンタクト部材とが、前記多極をなす状態の配

列の方向において交互に配置されていることを特徴とする請求項 2 記載の電気コネクタ。

【請求項 4】

前記第 2 のコンタクト部材における前記後方側の端部が、前記絶縁ハウジングの後方側の端縁から前記前方側に引き込んだ位置に配置されていることを特徴とする請求項 3 記載の電気コネクタ。

【請求項 5】

前記アクチュエータが、当該アクチュエータの長手方向に延在する回動中心の回りに回動可能に設けられ、

前記アクチュエータの前記回動中心に関する半径方向の外方側端面であって当該アクチュエータの長手方向の両端部分には、前記長手方向に対して適宜の角度をなして延在する傾斜面部が設けられていることを特徴とする請求項 1 記載の電気コネクタ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記目的を達成するため本発明では、配線基板上に実装されて使用されるものであって、板状信号伝送媒体が前方から後方に向かって挿入され且つ後方から前方に向かって抜去される媒体収容部を備えた絶縁ハウジングと、前記絶縁ハウジングに多極をなす状態に配列された複数体のコンタクト部材と、前記絶縁ハウジングにおける前記後方側の部分に回動可能に配置され、待機位置から作用位置まで回動操作された状態で、前記多極をなす状態に配列された複数体のコンタクト部材を前記板状信号伝送媒体に接触させた状態に挟持する構成になされたアクチュエータとを有する電気コネクタにおいて、前記アクチュエータには、当該アクチュエータの回動軌跡をなす円周方向に対して接線となる方向に突出する規制突部が設けられ、前記規制突部は、前記アクチュエータが前記作用位置にある状態において、前記多極をなす状態の配列の方向に隣り合う一対のコンタクト部材同士の間部分で前記配線基板に向かって突出し、かつ前記絶縁ハウジングの前記後方側の端縁に対して、さらに後方側から対向する配置関係になされた構成が採用されている。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明においては、前記コンタクト部材が、前記配線基板に電気的に接続される基板接続部を有するものであって、前記アクチュエータが作用位置にある状態において、前記多極をなす状態の配列の方向に隣り合う一対のコンタクト部材の基板接続部同士の間部分に前記規制突部が配置される構成になされていることが可能である。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

さらに本発明においては、前記コンタクト部材が、当該コンタクト部材における前記後方側の端部に前記基板接続部が設けられた第 1 のコンタクト部材と、当該コンタクト部材における前記前方側の端部に前記基板接続部が設けられた第 2 コンタクト部材とから構成され、それらの第 1 のコンタクト部材と第 2 のコンタクト部材とが、前記多極をなす状態の配列の方向において交互に配置されていることが可能である。

